### 政令で定める廃棄物の焼却

(施行令第 14 条)

- ○国または地方公共団体がその施設の管理を 行うために必要なもの
- →河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
- ○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害 の予防、応急対策または普及のために必要 なもの
- →凍霜害防止のための わらの焼却など(廃 タイヤの焼却は、生 活環境の保全上支 障があるため認めら れていません)。



- ○風俗習慣上または 宗教上の行事を行うた めに必要なもの
- →「どんど焼き」、「三九郎」など地域の行事に おける焼却など
- ○農業、林業または漁業を営むためにやむを 得ないものとして行われるもの
- →田畑でのわらの焼却など(廃ビニールの焼 却は、生活環境の保全上支障があるため認 められていません)。
- ○たき火その他日常生活を営むために通常行 われる焼却で軽微なもの
- →庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど

## 医療費を上手に使う7か条

- 1. お医者さんに要領よく症状を説明しよう。
- 2. 家庭医を持とう。
- 3. 治療より予防に努めよう。
- 4. 栄養・運動・休養の健康3原則を守ろう。
- 5. 同じ病気でいくつもの違うお医者さんにかかる のをやめよう。
- 6. 健康診断は積極的に受けよう。
- 7. 医療費に関心を持ち、健康保持の工夫をしよう。



栄養・運動 健康3原則 が休養を



介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な 運営のため、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

### 医療保険分

▼飯山市個人情報保護条例 開示の状況=開示請求O件、 開示の状況=開示請求O件、

定資産評価審査委員会、選の、不存在1)

▼飯山市情報公開条例の規

会への請求はあり

①所得割~④平等割を世帯で合計したもの が年税額となります。

	1 10000
①所得割	(前年中の総所得額 – 33 万円)×7.4%
②資産割	加入者名義の本年度の固定資産税額 ×38%
③均等割	世帯の加入者数 ×15,900 円
④平等割	一世帯当たり 18,800 円
賦課限度額	53 万円
※国民健康保険について分からないことは、古役所市F	

※国民健康保険について分からないことは、市役所市民 課国保年金係(☎62-3111 内線 154)までお問い合わせを

護および情報公開に関す

Ź

て請求があった個

平成17年度中、

人情報保、市に対し

況等

▽市長14件(公開5

実施状況をお知らせします。

0、不存在1) 0、不存在1)

介護保険制度に、 護サービス費用が います。厳しい運営が続く護サービス費用が増加して高齢化の進展に伴い、介 ご理解と

ご協力をお願 17 いたします。

2.20% 5.30% 6,800円 5,800 円

月定例会に上程

、このほど

時期は、上水道区域が74830円となります。 適料に

現行の45

等の一部を改正する条例を3

値上げに関する下

する下水道条例下水道使用料の

な家庭

30

 $\underline{m}^{3}$ 

市では、

を、平成18年度分っ(40~44歳)が負担する介(40~44歳)が負担する介

上げさせていただくことにを、平成18年度分から引き

1.50%

5.30%

4,900円

3,900 円

(1) 4 まという。 (1) でんが納める国民健康保険国保に加入されている皆

市国民健

康保険税(介護分)

の税率改正

年ぶりの料金改定

水道等使用料を7

%

直

げ

8

改正後の計算

介護保険分 国保加入者で40~64歳(介護保険の

	## 0 F I+ /F F O + 0 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	第2号被保険者)の方のみが納めます。
①所得割	(第2号被保険者の前年中の総所得額
	- 33 万円)×2.2%
②資産割	第2号被保険者名簿の
	本年度の固定資産税額 ×5.3%
③均等割	第2号被保険者の人数 ×6,800 円
④平等割	第2号被保険者がいる世帯当たり5,800円

用料が平均7%の値上げとおよび農業集落排水施設使料、コミニティプラント使用料料、コミニティプラント使用料の場所を表しました。これを受可決成立しました。これを受

なります。

下水道区域、

個

人情報保護

情報公開の実施状況

接続工事をお願いします。 健全化のためにも、 9万円

なります。

配布

しますのでご覧ください

の【介護保険料】も同様に正により、65歳以上の方々また、介護保険制度の改

4月から引き上

げられまし

改正前

所 得

均 等 割

割

割

等 割

平均割

産 割

平均割

改正後

所 得

資 産 割

均

れています。市内の平均的的な取り組みとしても示さが、先に策定された強山市自立計画の中で「受飯山市自立計画の中で「受がない。の具体がある。

賦課限度額

入れば、被害は大変大きなものになります。

願いします。

されます

の罰金またはその両

→森林病害

虫等防除法に基

懲役もしくは30 違反者には、3.

3年以下

方円以下の

く処分により

行う廃棄物

2 罰則

■他の法令またはこれに基づ

た焼却など

また、事故の際の費用は、すべて事故を起こした人の負担となります。

※∭ 賃予型尭却炉)を用いっかのでは、でいるのででででででででででででででいくが、一→必要な空気の通風を行い、行う廃棄物の火力

は周辺地域の生活環境に与

える影響が軽微であるものと

して政令で定めるもの

習上やむを得ないも

地下貯蔵タンク・地下埋設配管の点検

灯油等の地下貯蔵タンク・地下埋設配管を使用している方は、毎年

今すぐに点検を行う予定でない方も、毎日、灯油の残量を確認するよ

うにしてください。4月になり、もうしばらくすると田植えも始まります。油

漏れ事故を起こしてしまい、側溝等の水路に流れ込んだ灯油が田畑に

回の定期点検 (漏れの点検) をしなければなりません。 早めの点検をお

習上やむを得ないもの、また■公益上もしくは社会の慣

体の焼却など

行う廃棄物の焼却

■廃棄物処理基準に従って

伝染病に罹患した家畜の家畜伝染病予防法に基づ

①焼却禁止の例外

年4月から、

一定の例外を除き、

廃棄物の焼却が禁止さ

廃棄物処理法 (第16条の2、第26条) により、平成13

# お気軽にご相談を 春の行政相談週間始まります

識者で、飯山市では大深の村臣から委嘱された民間の有臣から委嘱された民間の有で窓口が行政相談委員です。 う制度です。このための身近解決や実現を目指そうとい談委員を通じてお聞きし、 総務大

20

日に総合

のほか、

は春の行政相談週間です。 5月22日(月)~28日(日)

や意見・要望などを行政相政や公団などに対する苦情「行政相談週間」とは、行

ターで開催される総合 毎月

が委嘱されています。

## 納め忘れ 至急納入 をお願 の税がある方は い します

忘れはありませんか。 |れはありませんか。もう||平成17年度の市税の納め もう

急納入してください 座などをご確認ください。 し納め忘れがある場合は、 納付書や引き落とし口 至  $\mathcal{F}$ 

は夜間に訪問徴収を行ったへ伺ったり、昼間留守のお宅未納者には市職員が勤務先前の収納強化月間として、

線163・166)

ようお願いします。早めに納税を済まされる

窓口を開設しています。次回曜日に市役所で市税の納税なお、毎月1回、最終日 ます。 課収税係(面飽3 時30分~午後5時に開設しは、4月30日(日)の午前8 ぜひ、ご利用ください 6) までお問い 図3111内 、市役所税務

村上幸弘さん

けられますので、下水道経営いないご家庭も数多く見受続率は78%です。接続されて標率は不成立の接 相談ください。相談は無料でに応じています。お気軽にご 簡易水道区域が6月からに時期は、上水道区域が7月、 水区域では値上げ幅が異な しい内容を掲載したチラシを ます。後日、料金改定の詳 自宅や電話でも相談 請求件数15件【内訳 農業集落排 の月額使用 お気軽にご 総合相談 速やかに 非公開 不存在 円から 会、 議 固 選 適用 9 市報いいやま/06.4